

令和5年度中山間地域買物支援事業（移動販売車等導入支援）第3次募集に係る募集要項

令和5年11月

鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課

事業の目的

中山間地域等において、買い物支援に係るコミュニティビジネス※の起業、規模拡大等に係る事業の支援を行うことにより、安全で安心な地域生活を確保することを目的とします。

※この事業におけるコミュニティビジネスとは、商店のない中山間地域集落において、買い物困難者を支援するためのサービスなど社会貢献を伴うビジネスとします。

<想定される事業の例> 空き店舗を活用した小売、移動販売 など

事業対象となる中山間地域

この事業における中山間地域とは、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例で定める地域です。

<事業対象となる具体的な中山間地域>

鳥取市（旧福部村、旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町及び旧青谷町の全域、旧鳥取市の 稲葉、米里、倉田、面影、神戸、大和、美穂、東郷、大正、豊実、明治、松保、吉岡、大郷、津ノ井地区、旧気高町の宝木、酒津、瑞穂、浜村、逢坂地区）、米子市（旧米子市の成実、尚徳、大高、県地区、旧淀江町の宇田川地区）、倉吉市（旧関金町全域、旧倉吉市の小鴨、西郷、上井、上小鴨、上北条、北谷、高城、灘手地区）、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町（旧大栄町全域）、大山町、南部町、伯耆町（旧溝口町全域、旧岸本町の八郷、幡郷（諸木以外の区域）地区）、日南町、日野町、江府町。

※この他にも、対象地域となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

助成を受けられる方

買い物支援事業（移動販売車等導入）に取り組もうとする鳥取県に活動拠点がある個人、団体（事業者、住民代表、NPO等）の方です。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は対象となりません。

助成対象となる事業

鳥取県の中山間地域等において実施される買い物支援に係るコミュニティビジネスの取組で、次の条件すべてに該当する事業とします。

- (1) 有償で行われ、かつ継続性のある事業又はそれをサポートする事業であること。
- (2) 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可等を得ていること又は得る予定であること。
- (3) 宗教活動、政治活動でないこと。
- (4) 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業でないこと。
- (5) 助成対象経費について他の助成金等の交付を受けない事業であること。
- (6) 新たに起業する場合は、助成決定後、当該年度内（3月31日まで）に創業する事業であること。

助成内容

事業計画の内容に応じて、市町の同意、県の審査を経て計画が採択された場合に、下記の助成が受けられます。

【対象経費】 店舗、車両等の新たな整備を必要とするコミュニティビジネスの起業、新規参入及び規模拡大等に係る初期投資経費

※特定の品目に限定した移動販売車両の新規導入は対象外とする。

※移動販売に限り事業継続のための車両購入を対象とする。

【経費内訳】 施設・車両の購入、改装、事業用設備購入費、その他必要な経費（通信運搬費、交通費、旅費、広報費、借料・損料（ただし、リース費用は補助対象となる年度内分に限る。）、消耗品費、委託費、印刷製本費、その他事業実施上不可欠なもの（ただし、土地の取得、造成、

補償に関する経費及び租税公課は除く)

※事業実施については鳥取県産業振興条例に基づき、県内事業者への発注に努めてください。

【助成金額】 1事業あたり県は500万円以内（県は対象経費の2分の1以内で助成し、市町負担は任意となります。）

例) 1,000万円の事業の場合

| 全体事業費 (1,000万円) | | |
|-----------------|---------|-------------|
| 県助成額 (500万円) | 市町 (0円) | 申請者 (500万円) |

※移動販売の事業継続のための車両購入経費については1事業あたり300万円以内（県は対象経費の3分の1以内で助成し、市町が対象経費の3分の1以上を負担することが前提となります。）

※原則、市町を経由して補助金が支払われるため、市町の予算化が必要です。市町の予算措置については各市町にご確認ください。

※複数市町の買い物困難地域での移動販売事業を新たに行う事業者に対しては、市町を経由した補助が困難な場合に限り、県の直接補助を行うことが可能です。

事業計画提出の方法

事業計画の作成者は、事業を実施する市町役場へ事業計画を提出していただきます（事業を実施する市町が複数の場合は、事業の中心となる市町へご相談ください。）。提出期限等詳細については、各市町役場にお問い合わせください。

市町長は事業計画の内容を適当と認め、市町負担に同意したときは、事業計画書を県庁人口減少社会対策課に提出することとなります。その後、県の審査が実施されます。

※複数市町の買い物困難地域での移動販売事業を新たに行う事業者で、市町を経由した補助が困難なため県直接補助を希望する場合は、県庁人口減少社会対策課に直接提出することになります。

※事業計画書については、鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金実施要領の別記様式1を使用すること。

募集期間

【市町への事業計画の提出】 令和5年11月21日（火）～12月15日（金）

なお、市町から県への提出期限は、12月22日（金）とします。

※市町を経由せず、県へ直接提出する場合の提出期限は、12月15日（金）

助成事業の選考方法及び審査基準

【選考方法】

書類審査及びプレゼンテーションによる審査会を実施し助成事業を選考します。

なお、審査会の日時は該当する市町、団体へ別途お知らせします。

※審査会出席に伴い必要となる経費は、事業計画作成者のご負担となります。

【審査基準】

(1) 社会貢献性・事業の必要性

事業そのものが地域課題解決に寄与する取組かどうか、地域に必要な事業かどうか等。

(2) 事業開始の実現性

資金調達（自己資金）の確保等の資金計画が妥当か、必要な人材は確保されるか、地域のニーズがあるか、事業実施に向けたスケジュールが妥当か等。

(3) 事業の今後の継続性等

収支計画は実現性のある計画か（顧客数、各単価等、活動スケジュール、人材確保等）。

(4) 地域経済への貢献度等

中山間地域の雇用促進、地域産物等の活用等が図られるか、高齢者の見守りなど事業による効果以外の社会貢献が期待できるか、他地域への波及効果が期待できるか等。

【その他】 採択された事業計画は、新聞等に公表することがあります。

助成金の交付

助成金は、補助金交付申請書等の提出を受けて、原則として事業終了後に支払います。
なお、交付決定前に着手した場合は交付の対象となりませんので、ご注意ください。

実績報告書の提出

助成金の交付決定を受けた場合には、事業終了後速やかに実績報告書を提出していただきます。

※事業に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておいてください。

なお、本事業の評価・検証のため、採択事業終了後3年間について、事業実施状況を毎年6月30日までに報告を行っていただきます。(令和5年度分は令和6年6月30日までに、令和6年度分は令和7年6月30日までに、令和7年度分は令和8年6月30日までに報告)

助成金の返還

次の場合等は、助成金の全額又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 対象事業に関し、法令、条例若しくは他の規則又はこれらに基づく知事の処分に反したとき。
- (2) 助成金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 助成を受けた事業を当該年度内に創業できなかったとき。
- (4) 助成を受けた事業を法定耐用年数以内に中止又は廃止、助成を受けた財産を法定耐用年数以内に処分したとき。

その他

募集に際しご不明な点がございましたら、以下問い合わせ先までご相談ください。

当事業は、中山間地域以外は対象となりませんが、各市の市街地等においては「まちなか暮らし総合支援事業」が対象となる場合がありますので、取組を検討されている方は同じくご相談ください。

(問合せ先) 鳥取県庁輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課
電話：0857-26-7961